

轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人等（学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号））第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号））第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならぬ。

3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の園長を含む。）の意見を聞かなければならぬ。

4・5 (略)

(報告)

轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人等（学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号））第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号））第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は適合設置法人（適合設置法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の理事長（適合設置法人にあつては、その適合設置法人を代表する権限を有する者。附則第十四項及び別表第三備考第二号において同じ。）は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならぬ。

3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長（幼稚園及び適合こども園の園長を含む。）の意見を聞かなければならぬ。

4・5 (略)

(報告)

4・5 (略)

(報告)

第十四条の二 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

第十二条 第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員（幼保連携型認定こども園の教員を除く。次項において同じ。）に任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則

14 第七条第二項及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人等の理事長には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 5 号）以下この

第十四条の二 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

第十二条 第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員（総合こども園の教員を除く。次項において同じ。）に任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則

14 第七条第二項及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人等の理事長には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）及び総合こども園法附則第四条の規定により総合こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等

第十四条の二 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

第十二条 第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員に任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則

14 第七条第二項、附則第五項の表備考第一号及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人の理事長には、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）を含むものとする。

項及び附則第十九項において「認定」は、「認定」とも「園法」（部改正法）という。）（附則第三冬第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者（学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）及び認定こども園法、部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び同項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

15 養護教諭の免許状を有する者（二年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担任する教諭又は講師と

以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者及び同法附則第四条の規定により総合こども園を設置する者を含むものとする。

15 養護教諭の免許状を有する者（二年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園及び総合こども園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担任する教諭又は講師となること

15 養護教諭の免許状を有する者（二年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担任することができる。

なることができる。

19 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合には、同法の一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若し

である。

19 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合には、同法の一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第

（新設）

くは附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

別表第三 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有するこ とを必要 とする第 一欄に掲 げる教員 (当該学 校の助教 諭を含む 。第三欄 において 同じ。) の免許状 の種類	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、第一 欄に掲げる 教員又は当 該学校の主 幹教諭(養 護又は栄養 。第三欄 の指導及び 管理をつか さざる主幹 教諭を除く)、指導 教諭若しく は講師(こ れらに相当	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、大学 において修 得すること を必要とす る最低単位 数

十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

別表第三 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有するこ とを必要 とする第 一欄に掲 げる教員 (当該学 校の助教 諭を含む 。第三欄 において 同じ。) の免許状 の種類	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、第一 欄に掲げる 教員又は当 該学校の主 幹教諭(養 護又は栄養 。第三欄 の指導及び 管理をつか さざる主幹 教諭を除く)、指導 教諭若しく は講師(こ れらに相当	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、大学 において修 得すること を必要とす る最低単位 数

別表第三 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有するこ とを必要 とする第 一欄に掲 げる教員 (当該学 校の助教 諭を含む 。第三欄 において 同じ。) の免許状 の種類	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、第一 欄に掲げる 教員又は当 該学校の主 幹教諭(養 護又は栄養 。第三欄 の指導及び 管理をつか さざる主幹 教諭を除く)、指導 教諭若しく は講師(こ れらに相当	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、大学 において修 得すること を必要とす る最低単位 数

する中等教
育学校の前
期課程又は
後期課程及
び特別支援
学校の各部
の教員を
含み、幼稚園
教諭の専修
免許状、一
種免許状又
は二種免許
状の授与を
受けようと
する場合に
あつては、
幼保連携型
認定こども
園の主幹保
育教諭、指
導保育教諭
、保育教諭
又は講師を
含む。）と
して良好な
成績で勤務

する中等教
育学校の前
期課程又は
後期課程及
び特別支援
学校の各部
の教員を
含み、幼稚園
教諭の専修
免許状、一
種免許状又
は二種免許
状の授与を
受けようと
する場合に
あつては、
総合こども
園の主幹保
育教諭、指
導保育教諭
、保育教諭
又は講師を
含む。）と
して良好な
成績で勤務
した旨の実

する中等教
育学校の前
期課程又は
後期課程及
び特別支援
学校の各部
の教員を
含む。）とし
て良好な成
績で勤務し
た旨の実務
証明責任者
の証明を有
することを
必要とする
最低在職年
数

備考	幼稚園教諭			受けようとする免許状の種類
	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
一 (略) 二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置す	専修免許状	一種免許状	二種免許状	した旨の実務証明責任者の証明を有すること を必要とする 最低在職年数
	三	五	六	
	五	四五	四五	

備考	幼稚園教諭			受けようとする免許状の種類
	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
備考 一 (略) 一 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置す	専修免許状	一種免許状	二種免許状	務証明責任者の証明を有すること を必要とする 最低在職年数
	三	五	六	
	一五	四五	四五	

備考	幼稚園教諭			受けようとする免許状の種類
	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
備考 一 (略) 二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置す	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
	三	五	六	
	五	四五	四五	

第二欄	第二欄	第三欄	第四欄
別表第七 (第六条関係)			
<p>る学校法人等の理事長とする(別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第二欄の場合においても同様とする。)</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>八 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。)の免許管理者は、当該十二年を経過した日(第十号において「経過日」という。)から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験(次号及び第十号において「大学の課程等」という。)の指定を行う。</p> <p>九・十 (略)</p>			

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
別表第七 (第六条関係)			
<p>る学校法人等の理事長とする(別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第二欄の場合においても同様とする。)</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>八 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの(幼稚園及び総合こども園の教員を除く。)の免許管理者は、当該十二年を経過した日(第十号において「経過日」という。)から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験(次号及び第十号において「大学の課程等」という。)の指定を行う。</p> <p>九・十 (略)</p>			

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
別表第七 (第六条関係)			
<p>る学校法人の理事長とする(別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第二欄の場合においても同様とする。)</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>八 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの(幼稚園の教員を除く。)の免許管理者は、当該十二年を経過した日(第十号において「経過日」という。)から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験(次号及び第十号において「大学の課程等」という。)の指定を行う。</p> <p>九・十 (略)</p>			

所要資格	第一欄	特 別 支 援 学 校 教 諭			と す る 免 許 状 の 種 類
	第二欄	専修 免許 状	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	
	第三欄	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	三	
	第四欄	五	六	六	
有すること	第二欄	二種免許 状	二種免許 状	二種免許 状	と す る 免 許 状 の 種 類
第二欄に定	第三欄	三	三	三	と す る こ と を 必 要 と す る 最 低 在 職 年 数
第三欄に定	第四欄	五	六	六	

別表第八 (第六条関係)

所要資格	第一欄	特 別 支 援 学 校 教 諭			と す る 免 許 状 の 種 類
	第二欄	専修 免許 状	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	
	第三欄	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	三	
	第四欄	一 五	六	六	
有すること	第二欄	一種免許 状	二種免許 状	二種免許 状	と す る 免 許 状 の 種 類
第二欄に定	第三欄	三	三	三	と す る 最 低 在 職 年 数
第二欄に定	第四欄	一五	六	六	

別表第八 (第六条関係)

所要資格	第一欄	特 別 支 援 学 校 教 諭			と す る 免 許 状 の 種 類
	第二欄	専修 免許 状	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	
	第三欄	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	三	
	第四欄	一 五	六	六	
有すること	第二欄	一種免許 状	二種免許 状	二種免許 状	と す る 免 許 状 の 種 類
第二欄に定	第三欄	三	三	三	年 数
第一欄に定	第四欄	一五	六	六	

別表第八 (第六条関係)

を必要とする学校の免許状	を必要とする各免許状を 取得した	を必要とする各免許状 を 取得した
学校における主幹教諭 (養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)	学校において修得 すること	学校において修得 すること
中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹	栄養の指導 数	栄養の指導 数

とを必要とする学校の免許状	とを必要とする各免許状を 取得した	とを必要とする各免許状 を 取得した
学校における主幹教諭 (養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)	学校において修得 すること	学校において修得 すること
中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹	栄養の指導 数	栄養の指導 数

とを必要とする学校の免許状	とを必要とする各免許状を 取得した	とを必要とする各免許状 を 取得した
学校における主幹教諭 (養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)	学校において修得 すること	学校において修得 すること
中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹	栄養の指導 数	栄養の指導 数

受けよ
うとする
免許状の
種類

教諭を除く
。）、指導
教諭、教諭
又は講師を
含み、小学
校教諭の二
種免許状の
授与を受け
ようとする
場合にあつ
ては、幼保
連携型認定
こども園の
主幹保育教
諭、指導保
育教諭、保
育教諭又は
講師を含む
。）、として
良好な勤務
成績で勤務
した旨の実
務証明責任
者の証明を
有すること
を必要とす

受けよ
うとする
免許状の
種類

教諭を除く
。）、指導
教諭、教諭
又は講師を
含み、小学
校教諭の二
種免許状の
授与を受け
ようとする
場合にあつ
ては、総合
こども園の
主幹保育教
諭、指導保
育教諭、保
育教諭又は
講師を含む
。）、として
良好な勤務
成績で勤務
した旨の実
務証明責任
者の証明を
有すること
を必要とす
る最低任職

受けよ
うとする
免許状の

教諭を除く
。）、指導
教諭、教諭
又は講師を
含む。）、と
して良好な
勤務成績で
勤務した旨
の実務証明
責任者の証
明を有する
ことを必要
とする最低
任職年数

	免許状	小学校教諭第二種	小学校教諭	
普通免許状	中学校教諭	普通免許状	幼稚園教諭	
三			三	最低任職年数
二			一三	

	免許状	小学校教諭第二種	小学校教諭	
論普通免	中学校教諭	許状	幼稚園教諭普通免	
三			三	年数
二			一三	

	免許状	小学校教諭第二種	小学校教諭	種類
論普通免	中学校教諭	許状	幼稚園教諭普通免	
三			三	
二			一三	

○ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

国会提出中の 独法通則法改正後による条文 (最終形)	認定ことも国法改正法による改正	改正案	現行
<p>（社会教育の定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第四十二条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就</p>	<p>（社会教育の定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第四十二条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就</p>	<p>（社会教育の定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は総合子ども園法（平成二十四年法律第号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第四十二条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び総</p>	<p>（社会教育の定義）</p> <p>第一条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第四十二条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（同項に</p>

学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

（学校施設の利用）
第四十四条（略）

学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

（学校施設の利用）
第四十四条（略）

合こども園法第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第一条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び総合こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

（学校施設の利用）
第四十四条（略）

規定する公立学校をいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

（学校施設の利用）
第四十四条（略）

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学の法人の理事長、幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学の法人の理事長、幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学の法人の理事長、総合こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び総合こども園以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学(平成十五年法律第百十二号)第一条第一項に規定する国立大学法人をいう。)の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第四十八条第一項において同じ。)の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学の理事長、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当

2 3 4 (略)	2 3 4 (略)	2 3 4 (略)	2 3 4 (略)
<p>該地方公共団体が設置する大学若しくは<u>幼保連携型認定こども園</u>又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学若しくは高等専門学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体及び<u>幼保連携型認定こども園</u>以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状態に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。</p>	<p>地方公共団体が設置する大学若しくは<u>幼保連携型認定こども園</u>又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学若しくは高等専門学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体及び<u>幼保連携型認定こども園</u>以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状態に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。</p>	<p>該地方公共団体が設置する大学若しくは<u>総合こども園</u>又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学若しくは高等専門学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体及び<u>総合こども園</u>以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状態に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。</p>	<p>該地方公共団体が設置する大学又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学若しくは高等専門学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状態に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。</p>

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園</u>（以下「<u>幼保連携型認定こども園</u>」<u>という。</u>）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(所轄庁)</p> <p>第四条 この法律中「<u>所轄庁</u>」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるもののうち地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二條の十二第一項の中核市（以下この条において「<u>指定都市等</u>」<u>という。</u>）の区域内の<u>幼保連携型認定こども園</u>にあつては、<u>当該指定都市等</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）<u>第一条第一項に規定する総合こども園</u>（以下「<u>総合こども園</u>」<u>という。</u>）<u>をいう。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(所轄庁)</p> <p>第四条 この法律中「<u>所轄庁</u>」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるもののうち地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二條の十二第一項の中核市（以下この条において「<u>指定都市等</u>」<u>という。</u>）の区域内の総合こども園にあつては、<u>当該指定都市等の長</u>）とす</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(所轄庁)</p> <p>第四条 この法律中「<u>所轄庁</u>」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。</p>

の長)とする。

一〇五 (略)

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校(幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。)には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第二十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第二十七号第三項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十条の三(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十条の四(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、及び第四項(第六十四条第五項において

る。

一〇五 (略)

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校(総合こども園を除く。第八条第一項において同じ。)には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

一〇五 (略)

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第二十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第二十七号第三項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十条の三(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十条の四(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、及び第四項(第六十四条第五項において

て準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

12 第四条第二号、第六条、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校（学校教育法附則第八条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項において同じ。）並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園（就学前の子ど

附則

12 第四条第二号、第六条、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の私立の学校」という。）並びに総合こども園法の施行の日の前日において同条の規定により私立の幼稚園を設

て準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

12 第四条第二号、第五条、第六条、第八条第一項、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法附則第八条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の私立の学校」という。）を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の

もに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）
附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十一条に規定する社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）によつて設置されたみなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法 部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）及び社会福祉法人によつて設置された幼保連携型認定こども園を含むものとし、第五条及び第八条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

尚していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合こども園（当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者（社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）を除く。）によつて設置された当該総合こども園（以下「学校法人立等以外の総合こども園」という。）及び社会福祉法人によつて設置された総合こども園を含むものとし、第五条及び第八条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の総合こども園を設置する者及び総合こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

○ 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第二十四号）

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この政令において「学校」とは、学校 <u>教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一 条に規定する学校及び就学前の子どもに關す る教育、保育等の総合的な提供の推進に關す る法律（平成十八年法律第七十七号）第一條 第七項に規定する幼保連携型認定こども園（ 第三項において「幼保連携型認定こども園」 という。）で、公立のものをいう。</u></p> <p>2 この政令において「学校施設」とは、学校 の建物その他の工作物及び土地（学校のため に賃借権、使用貸借による権利その他当該工 作物又は土地を使用する権利が設定されてい るものを含む。）をいう。</p> <p>3 この政令において「管理者」とは、公立の 大学及び<u>幼保連携型認定こども園</u>にあつては 設置者である地方公共団体の長、大学及び<u>幼 保連携型認定こども園</u>以外の公立学校にあつ ては設置者である地方公共団体に設置されて いる教育委員会をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この政令において「学校」とは、学校 <u>教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一 条に規定する学校及び総合こども園法（平成 二十四年法律第 号）第二条第一項に規 定する総合こども園（第三項において「総合 こども園」という。）で、公立のものをいう</u> 。</p> <p>2 この政令において「学校施設」とは、学校 の建物その他の工作物及び土地（学校のため に賃借権、使用貸借による権利その他当該工 作物又は土地を使用する権利が設定されてい るものを含む。）をいう。</p> <p>3 この政令において「管理者」とは、公立の 大学及び<u>総合こども園</u>にあつては設置者であ る地方公共団体の長、大学及び<u>総合こども園</u> 以外の公立学校にあつては設置者である地方 公共団体に設置されている教育委員会をいう 。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この政令において「学校」とは、学校 <u>教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一 条に規定する学校で、公立のものをいう。</u></p> <p>2 この政令において「学校施設」とは、学校 の建物その他の工作物及び土地（学校のため に賃借権、使用貸借による権利その他当該工 作物又は土地を使用する権利が設定されてい るものを含む。）をいう。</p> <p>3 この政令において「管理者」とは、公立の 大学にあつては設置者である地方公共団体の 長、大学以外の公立学校にあつては設置者で ある地方公共団体に設置されている教育委員 会をいう。</p>

（下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分）

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）</p> <p>第百二十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。</u>）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。</p>	<p>（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）</p> <p>第百二十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び<u>総合こども園法（平成二十四年法律第 号）に規定する総合こども園の長及び教員をいう。</u>）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。</p>	<p>（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）</p> <p>第百二十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。</p>
<p>（連呼行為の禁止）</p> <p>第百四十条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により選挙運動のため連呼行為をする者は、学校（学校教育法第一条に規定する学校及び<u>就学前の子どもに関</u></p>	<p>（連呼行為の禁止）</p> <p>第百四十条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により選挙運動のため連呼行為をする者は、学校（学校教育法第一条に規定する学校及び<u>総合こども園法第二</u></p>	<p>（連呼行為の禁止）</p> <p>第百四十条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により選挙運動のため連呼行為をする者は、学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）及</p>

する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（第二条第七項）に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

条第一項に規定する総合こども園をいう。以下同じ。）及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。